

入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

なお、本入札は年度開始前の契約準備行為であるため、本契約にかかる令和8年度予算が議決され、その執行が可能になったときに効力を生じるものとする。

令和8年2月19日

契約担当者

兵庫県立姫路特別支援学校長 高橋 幹夫

1 調達内容

(1) 業務件名及び数量

兵庫県立姫路特別支援学校電話交換機設備一式賃貸借契約

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

令和8年4月1日 から 令和14年3月31日 まで

(4) 業務を行う場所等

兵庫県立姫路特別支援学校（兵庫県姫路市四郷町東阿保476番地1）

(5) 入札方法

上記(1)の件名について入札に付する。

入札書に記載する金額は、総額（6年分）とする。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に、出納局物品管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

（入札参加資格審査窓口）

兵庫県出納局物品管理課 電話（078）341-7711 内線75787

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 上記(1)から(4)までに掲げるもののほか、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たす者であること。

3 入札の参加申込み及び入札の方法等

入札は、書面によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。

(1) 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒671-0247 兵庫県姫路市四郷町東阿保字下戸明476番地1

兵庫県立姫路特別支援学校 担当 中山

電話（079）285-3765 F A X（079）285-2039

電子メールアドレス Himeji_shien@pref.hyogo.lg.jp

(2) 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間
令和8年2月19日（木）から同月26日（木）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後4時まで

(3) 開札の日時及び場所

日時 令和8年3月9日（月）午前10時30分から

場所 兵庫県立姫路特別支援学校事務室内（兵庫県姫路市四郷町東阿保字下戸明476番地1）

(4) 入札書の提出期限

郵送又は持参により入札書を提出するものとし、令和8年3月6日（金）午後4時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の100分の5以上の額の入札保証金を令和8年3月5日（木）午後4時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。入札保証金又は入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となる。なお、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第84条第1項第3号に該当する場合は免除する。

(3) 契約保証金

契約金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。なお、財務規則第100条第1項第3号に該当する場合は免除する。

(4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うこと。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が入札説明書に示す保険期限までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名があり、入札金額が分明であること。特に入札書については、「この入札書に記載する申込み内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その執行が可能となったときに効力を生じる。」旨が付記されていること。

キ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ク 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(i) 初度の入札において、上記アからキまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した業務を履行できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

入札件名：兵庫県立姫路特別支援学校電話交換機設備一式賃貸借契約

【配布書類】

- 入札説明書
- 仕様書
- 委託契約書（案）
- 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書
- 過去の契約実績にかかる申出書
- 仕様等に関する質問書
- 委任状
- 入札書（初度）
- 入札書（再度）
- 入札辞退書（初度）
- 入札辞退書（再度）
- 見積書（入札不調時協議用）
- 誓約書（様式8 第5の16関係）
- 入札の注意事項

入札説明書

兵庫県立姫路特別支援学校電話交換機設備一式賃貸借契約に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の実施については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札に付する事項

- (1) 業務名
兵庫県立姫路特別支援学校電話交換機設備一式賃貸借契約
- (2) 入札公告日
令和8年2月19日
- (3) 仕様
別紙仕様書のとおり
- (4) 履行期間
令和8年4月1日から令和14年3月31日

2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有するものは、次に掲げる要件を満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出納局物品管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

【入札参加資格審査窓口】

兵庫県出納局物品管理課（電話番号：078-341-7711（内線75787））

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 県の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を、入札参加申込期間の最終日及び当該調達の開札の日において受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 入札者に求められる義務

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書に前出2(1)の資格を有することを証明する書類を添付して令和8年2月26日（木）午後4時までに4(1)の場所に提出すること。
- (2) 入札に参加する者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)の提出書類に関し、説明を求められた場合は、それに応じること。

4 入札参加の申込み

- (1) 申込場所
兵庫県立姫路特別支援学校（〒671-0247 兵庫県姫路市四郷町東阿保字下戸明476番地1）
担当：中山
電話番号：079-285-3765
- (2) 申込期間
令和8年2月19日（木）から同月26日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
の毎日午前9時から午後4時まで
- (3) 申込書類
ア 「一般競争入札参加申込書」を作成のうえ上記(1)の申込場所に持参または郵送すること。
イ 前出2(1)の事実を確認するため、県が登録時に送付した「物品関係入札参加資格審査結果通知書」の写しを入札参加申込書に添付すること。
ただし、「物品関係入札参加資格審査結果通知書」が申込時までに送付されていない場合は、申請手続中であることを証明する書面（審査窓口の受付印が押印された申請書等）を令和8年2月26日（木）午後4時までに上記申込場所に提出すること。

(4) 一般競争入札参加資格の確認

ア 一般競争入札参加資格の確認基準日は、上記(2)の最終日とする。

イ 入札参加申込者の一般競争入札参加資格の有無については、提出のあった入札参加申込書及び関係書類に基づいて確認し、その結果を令和8年3月2日(月)までに入札参加申込者に文書(一般競争入札参加資格確認通知書)で通知する。

については、返信用封筒(定形長3)を入札参加申込書に添えて提出すること。返信用封筒には、110円切手を貼付し、返信先の住所を記載しておくこと。

ウ 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、次により書面(様式は任意)を提出し、契約担当者に対して説明を求めることができる。

(ア) 提出期間

令和8年3月2日(月)から同月3日(火)まで

(イ) 提出場所

上記(1)に同じ。

(ウ) 回答

説明を求めた者に対し、令和8年3月5日(木)までに書面により回答する。

(5) その他

ア 入札参加申込書、関係書類の作成及び提出に係る費用は、入札参加申込者の負担とする。

イ 提出された入札参加申込書及び関係書類は、一般競争入札参加資格の確認以外には、申込者に無断で使用しない。

ウ 提出された入札参加申込書及び関係書類は、返却しない。

エ 入札参加申込書の提出期限日の翌日以降は、入札参加申込書及び関係書類の差し替え又は再提出は認めない。

5 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

6 開札の日時及び場所

(1) 開札の日時及び場所

日時 令和8年3月9日(月)午前10時30分から

場所 兵庫県立姫路特別支援学校事務室(兵庫県姫路市四郷町東阿保字下戸明476番地1)

(2) 前出4(4)イの一般競争入札参加資格確認通知書の写しを入札書と併せて提出すること。

7 入札書の提出方法

- (1) 郵便(書留郵便に限る。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下、「郵便等」という。)による入札の場合は、入札書を封筒に入れて密封の上、その封皮にそれぞれ「入札事項名」、「入札書(初度)・「入札辞退書」(当初又は途中で辞退する場合)の区別を記入し、令和8年3月6日(金)午後4時までに下記の場所に必着すること。

兵庫県立姫路特別支援学校 担当：中山

〒671-0247 兵庫県姫路市四郷町東阿保字下戸明476番地1

ただし、入札資格審査時点で県の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されていない者は、開札の日時まで物品関係入札参加資格を有すると認められなければ入札書を受理できない。

- (2) 入札書を持参する場合は、前項に示した期限までに、前項に示した提出先に持参すること。

(注)初度入札の結果、落札者がいない場合は再度入札へ移行する。再度入札書については別途提出を求める。再度入札が不調になった場合、速やかに随意契約に移行し、希望者と協議を行う。見積書はFAXや電子メール(「一般競争入札参加申込書」の担当者の連絡先として届け出たメールアドレスからの発信に限る)による提出も可とする。

8 入札書の作成方法

- (1) 入札書は日本語で記載し、金額については日本国通貨とし、アラビア数字で表記すること。
- (2) 入札書は所定の別紙様式により、次の点に留意して記載すること。
 - ア 入札事項名は、前出1(1)に示した名称とする。
 - イ 年月日は、入札書の提出日とする。
 - ウ 入札者氏名は、法人にあっては法人の名称又は商号及び代表者の氏名とする。
 - エ 代理人が入札する場合は、入札者の氏名の表示並びに当該代理人の氏名があること。
- (3) 落札の決定は、入札書の「入札金額」欄に記載された総額（6年分）をもってする。
また、落札価格は、当該価格の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
万一誤って記載したときは、新しい入札書を使用すること。
- (4) 入札執行回数は、2回を限度とする。
- (5) 一度提出した入札書は、これを書換え、引換え又は撤回することはできない。
- (6) 本件の入札公告に示す入札手続等を十分承知のうえに入札すること。

9 仕様書等に関する質問

- (1) 入札説明書、仕様書等交付書類に関して疑問がある場合は、次により文書で質問すること。
 - ア 提出期間
令和8年2月19日（木）から同月24日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
 - イ 提出場所

兵庫県立姫路特別支援学校 担当 中山
所在地：〒671-0247 兵庫県姫路市四郷町東阿保字下戸明476番地1
電話番号：079-285-3765 FAX：079-285-2039
電子メールアドレス：Himeji_shien@pref.hyogo.lg.jp

ウ 提出方法

- (ア) 質問書を持参、郵送、FAX又は電子メール（「一般競争入札参加申込書」の担当者の連絡先として届け出たメールアドレスからの発信に限る）により提出すること。
 - (イ) 電子メールによる送信にあたっては、パスワード付き圧縮ファイル（ZIP形式）とし、パスワードは別メールで通知すること。
 - (ウ) 電子データは、最新のウイルス対策ソフトでウイルスチェックしたものであること。
- (2) 回答書は、次のとおり閲覧に供する。
 - ア 閲覧期間
令和8年2月25日（水）から3月3日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
の午前9時から午後4時まで
 - イ 閲覧場所 前出4(1)に同じ。

10 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金
契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の100分の5以上の額の入札保証金を令和8年3月5日（木）午後4時までに納入しなければならない。
ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結する場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。
保険期間は本県入札の参加申込後で、令和8年3月9日（月）以前の任意の日を開始日とし、令和8年4月1日（水）以降を終了日とすること。
入札保証金または入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額（入札希望金額の100分の110）の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。

また、国（公社・公団を含む。）、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況その他の状況から、その者がその契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき（財務規則84条第1項第3号に該当）は入札保証金を免除する。この場合、「過去の契約実績に関する申出書」を提出し、令和8年2月27日（金）午後4時まで承認を得ること。

(2) 契約保証金

契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代え提出すること。

また、過去2年間に国（公社・公団を含む。）、地方公共団体その他知事が指定する公共的団体とその契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、その契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき（財務規則第100条第1項第3項に該当）は、契約保証金を免除する。

この場合、「様式8(第8の16関係)誓約書」を提出し、契約締結日までに承認を得なければならない。

11 開札

開札は、入札執行後直ちに、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

12 無効とする入札

- (1) 前出2に示した一般競争入札参加資格がない者の入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札参加申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 一般競争入札参加資格のあることを確認された者であっても、入札時点において資格制限期間中にある者、指名停止中である者等前出2に掲げる一般競争入札参加資格のない者のした入札は無効とする。
- (3) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、その落札決定を取り消す。

13 落札者の決定方法

- (1) 前出1の物品等を提供できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上ある場合は、くじによって落札者を決定することとし、落札者となるべき同価の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできない。
なお、入札書を郵送した者にあつては、立会人がくじを引くこととする。
- (3) 再度の入札をしても、落札者がいないとき又は落札者が契約を結ばないときは、随意契約による。

14 入札に関する条件

- (1) 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が令和8年3月5日（木）午後4時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、令和8年3月9日（月）以前の任意の日を開始日とし、令和8年4月1日（水）以降を終期とする入札保証保険に加入すること。
- (2) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- (3) 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- (4) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

- (5) 入札書に入札金額並びに入札者の氏名があり、入札内容が分明であること。
特に、この入札書については、「この入札書に記載する申込み内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となることにより効力を生じる。」旨が付記されていること。
- (6) 「一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書」で届け出た者以外の代理人が入札する場合は、入札書と併せて委任状を提出すること。
- (7) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- (8) 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。
 - ア 初度の入札に参加して有効な入札をした者
 - イ 初度の入札において、前出12及び(1)から(7)までの条件に違反し無効となった入札者のうち、前出12、(3)又は(4)に違反し無効となった者以外の者
- (9) この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。

15 入札の中止等及びこれによる損害に関する事項

天災その他やむを得ない理由により入札の執行を行うことができないときは、これを中止する。また、入札参加者の連合の疑い、不正不穏行動をなす等により入札を公正に執行できないと認められるとき、又は競争の実益がないと認められるときは、入札を取り消すことがある。これらの場合における損害は、入札者の負担とする。

16 契約書の作成

- (1) 契約書の内容については、落札者との協議に応じる。
- (2) 落札者は契約担当者から交付された契約書に記名押印し、令和8年4月1日（水）までに契約担当者に提出しなければならない。
- (3) 前号の期間内に契約書を提出しないときは、落札はその効力を失うことになる。
- (4) 契約書は2通作成し、双方各1通保有する。
- (5) 契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とする。ただし、契約書用紙は交付する。
- (6) 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

17 監督及び検査

監督及び検査は、契約条項の定めるところにより行う。
なお、検査の実施場所は、指定する日本国内の場所とする。

18 その他の注意事項

- (1) 入札参加申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者は、県の指名停止基準により指名停止される。
- (2) 入札参加者は、刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。
- (3) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）の趣旨を徹底し、暴力団排除を進めるため、契約者には、ア 暴力団及び暴力団員でないこと、イ 暴力団及び暴力団員と密接な関係に該当しないこと、ウ ア・イに該当することとなった場合は契約を解除し、違約金の請求等についても異議がない旨の誓約書の提出を求めることとする。また、契約書には、ア及びイの場合の契約解除に関する条項を付加することとする。

19 交付書類

- (1) 入札説明書
- (2) 仕様書
- (3) 契約書（案）
- (4) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書
- (5) 過去の契約実績にかかる申出書
- (6) 仕様等に関する質問書
- (7) 委任状

- (8) 入札書（初度）、入札書（再度）
- (9) 入札辞退届（初度）、入札辞退届（再度）
- (10) 見積書
- (11) 誓約書（様式8 第5の16関係）
- (12) 入札の注意事項

20 調達事務担当

兵庫県立姫路特別支援学校 担当 中山

所在地：〒671-0247 兵庫県姫路市四郷町東阿保字下戸明476番地1

電話番号：079-285-3765 FAX：079-285-2039

電子メールアドレス：Himeji_shien@pref.hyogo.lg.jp

兵庫県立姫路特別支援学校電話交換機設備一式賃貸借契約仕様書

- 1.賃貸借期間 令和 8 年 4 月 1 日～令和 14 年 3 月 31 日

- 2.物 件 電話交換機設備一式 （以下物件という。）
 詳細は、別紙「物件明細書」のとおり

- 3.設置場所 姫路市四郷町東阿保字下戸明 476 番地 1
 兵庫県立姫路特別支援学校

- 4.条 件
 (1) 物件の搬入、設置、調整及び撤去費用は貸与者の負担とする。
 (2) 賃貸者は、物件が良好な状態で稼働しうるように、随時点検・調整を行うものとし、故障等の通知を受けたときは、速やかに修理・調整を行い正常な状態に復元すること。
 (3) 不要機器の撤去及び処分に係る経費は賃貸者の負担とする。

- 5.見積金額
 賃貸借に係る見積金額は、総額（6年分）で記入すること。

別紙

電話交換機設備 物件明細書

1 内容

新設備の概要

- | | |
|----------------------|-------------|
| ① 主装置（電源装置・バッテリーを含む） | 1 式 |
| ② デジタル式多機能電話機（表示付） | 10 台 |
| ③ デジタル式多機能電話機（停電兼用） | 2 台 |
| ④ デジタル式多機能カールコードレス | 2 台 |
| ⑤ アナログ式一般電話機（既設流用） | 74 台(3 台予備) |
| ⑥ ページング | 1 回路 |
| ⑦ 電話機取付動作試験 | 1 式 |
| ⑧ 機器据付及び調整 | 1 式 |
| ⑨ 保守料金（6 年間） | 1 式 |
| ⑩ 不要機器の撤去及び処分 | 1 式 |

2 機器仕様 デジタル式電話設備

- | | |
|---------|--------------------|
| ① プロセッサ | 32bit マイクロプロセッサ |
| ② 通話路方式 | PCM 時分割一段スイッチ方式 |
| ③ 制御方式 | 蓄積プログラミング制御方式 |
| ④ 運用方法 | 分散方式 |
| ⑤ 環境条件 | 温度 0～35℃ 湿度 20～85% |
| ⑥ 容量 | |

回線種別	容量	仕様	実装	備考
局線	100	3	4	
多機能内線		14	16	
一般内線		74	80	FAX 含む

- ⑦ バックアップ用バッテリー 長寿命型とし、停電対応時間は 3 時間とする。

3 機器 下記の機能を有すること。

- ① 自動応答システム (IVR)
- ② 留守切替・夜間切替(タイマー設定・変更可能なこと)
- ③ 電話帳機能
- ④ 保留音送出・音量調整・通話録音機能・簡易転送
- ⑤ 外線発信規制
- ⑥ ページング
- ⑦ ナンバーディスプレイ・ネームディスプレイ (多機能電話機)
- ⑧ 短縮ダイヤル機能 共通最大1000件以上 電話機個別20件
- ⑨ ワンタッチダイヤル (多機能電話機)
- ⑩ 内線ワンタッチ DSS (多機能電話機)
- ⑪ 着信ランプ表示 (多機能)
- ⑫ LCD 表示器にバックライト搭載
- ⑬ ひかり電話 (OG アナログ受け)
- ⑭ 夜間切替、留守切替を別々の日時にタイマー切替できること

4 電話機

- ① デジタル式多機能電話機
 - (1) 局線の集中応答及び保留が可能なこと
 - (2) 不在着信があった場合には、LCD ディスプレイ上に表示できること
 - (3) 電話機の利用状況によって適切な操作をサポートするソフトキーが利用できること。
 - (4) 発信履歴を20件、着信履歴を20件以上の蓄積ができること。
 - (5) 可変機能ボタンが24個以上あること。

- ② デジタル式多機能電話機 (停電兼用)
 - (1) 局線の集中応答及び保留が可能なこと
 - (2) 停電時など主装置からの電源供給が不可能になった場合、自動的に局線と直通の電話機となること。
 - (3) 不在着信があった場合には、LCD ディスプレイ上に表示できること
 - (4) 電話機の利用状況によって適切な操作をサポートするソフトキーが利用できること。
 - (5) 発信履歴を20件、着信履歴を20件以上の蓄積ができること。
 - (6) 可変機能ボタンが24個以上あること。

③ デジタル式多機能電話機（カールコードレス）

- (1) 局線の集中応答及び保留が可能なこと
- (2) 見通し距離50m内での使用が可能なこと
- (3) 不在着信があった場合には、LCDディスプレイ上に表示できること
- (4) 電話機の利用状況によって適切な操作をサポートするソフトキーが利用できること。
- (5) 発信履歴を20件、着信履歴を20件以上の蓄積ができること。
- (6) 可変機能ボタンが24個以上あること。

5. 個別仕様一覧

品名		選定機種
多機能電話機（表示付） （機能ボタン24ヶ以上）	30 ボタン 表示器付き	SAXA （標準30 ボタン） TD1020（W） 他メーカー同等品可
多機能電話機（デジタル 停電兼用） （機能ボタン24ヶ以上）	30 ボタン 表示器付き	SAXA （標準30 ボタン） TD1020（W） PF800（A） 他メーカー同等品可
多機能電話機（カールコ ードレス） （機能ボタン24ヶ以上）	30 ボタン 表示器付き	SAXA （標準30 ボタン） CL1020（W） 他メーカー同等品可
一般電話機	プッシュ式 SAXA ロリーヌIV	既設機流用とする （設定変更・保守）
基本主装置 ソフトウェア 局線ユニット 多機能電話機ユニット 一般電話機ユニット ドアホン・ページングユニ ット	局線3回線 内88台 （内多機能14台） ページング1回路	SAXA PLATIAIII 他メーカー同等品可

6 その他

- (1) 職員室に設置の一般電話機（5台）をデジタル式多機能電話機に交換すること。
- (2) 職員室に多機能電話機を1台増設すること（配線工事費を含むこと）
- (3) 一般電話機（74台）は既設流用とする。（2機移設費含むこと）
- (4) 職員室設置の既設一般電話機5台のうち2台は高等部女子更衣室、プレハブ校舎教室11に移設すること（既設配線あり・壁掛け部材費は別途買い取るため、賃貸借料には含まないこと）
- (5) 各電話機に内線番号を表示すること（移設機含む）
- (6) 県警ホットラインの接続回線は事務室・職員室ともにひかり（IP）回線に接続してください。
- (7) 既設電話交換機の設定情報を十分に理解し、設定情報はそのまま新交換機へ反映させ、短縮のデータについても移行させること。
- (8) 電話機の設置場所は別紙・別表のとおり
- (9) 中古品は不可

7 保守について

以下については費用に含めること

① 故障による修繕

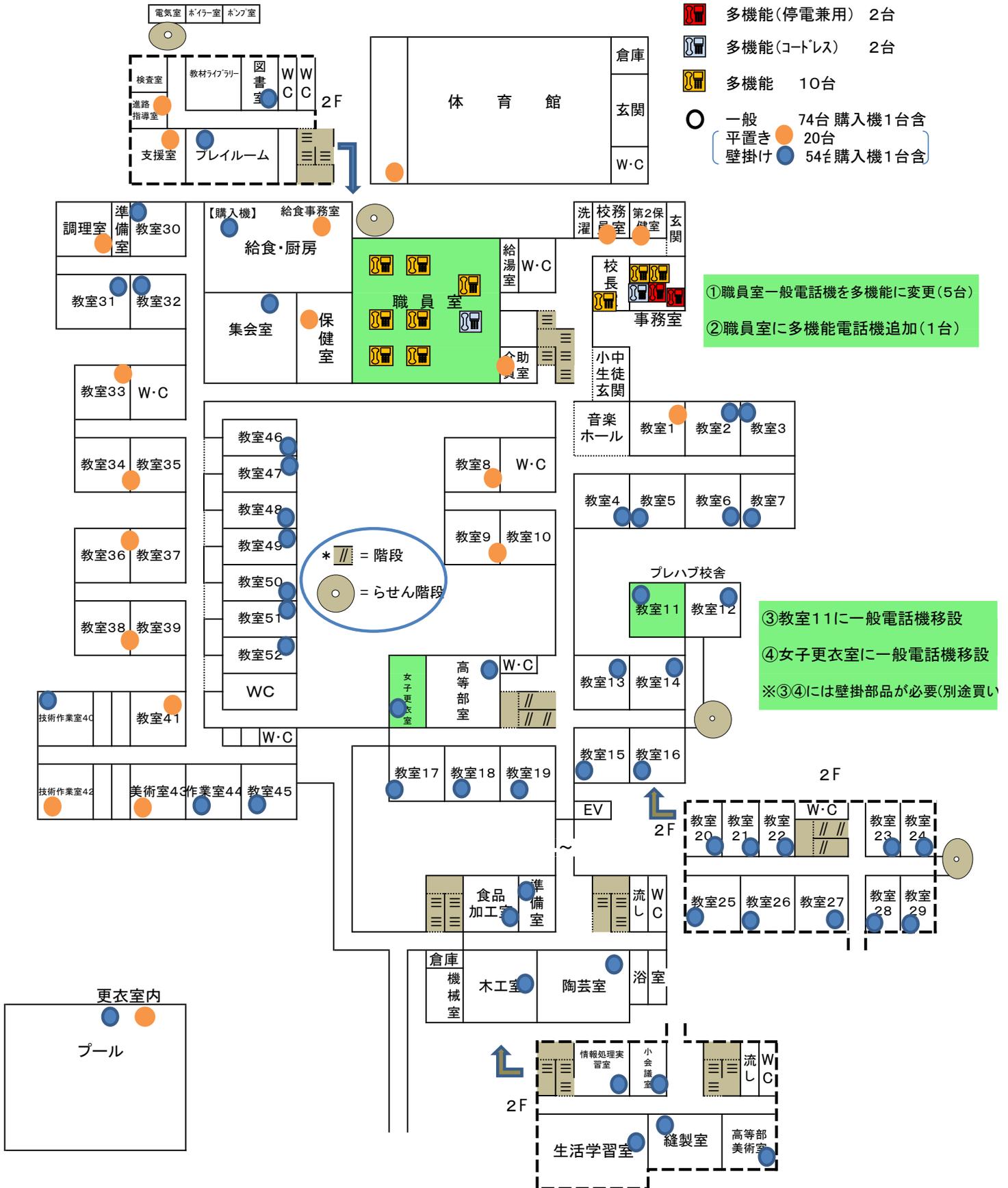
不時の故障が発生し、当校から緊急連絡を受けた場合は、下記の要領により速やかに修繕・調整し、設備の保全を行うものとする。

- (1) 月曜から金曜に故障等の連絡を受けた場合
 - 1 午前中に受け付けた場合：その日の午後には現地対応する
 - 2 午後に受け付けた場合：翌日の午前中には現地対応する
（ただし、翌日が土曜日の場合の対応は学校と協議すること）
- (2) 土・日曜日に故障等の連絡を受けた場合（留守番電話受付を含む）
月曜日の午前中には現地対応すること
- (3) 祝祭日の前日に故障等の連絡をうけた場合
 - 1 午前中に受け付けた場合：その日の午後には現地対応する
 - 2 午後に受け付けた場合：祝日の翌日午前中に現地対応する
- (4) 祝祭日に故障等の連絡を受けた場合（留守番電話受付含む）
祝日の翌日午前中には現地対応すること。

② 保守点検及び修繕に必要なすべての費用は請負費用にふくめること。

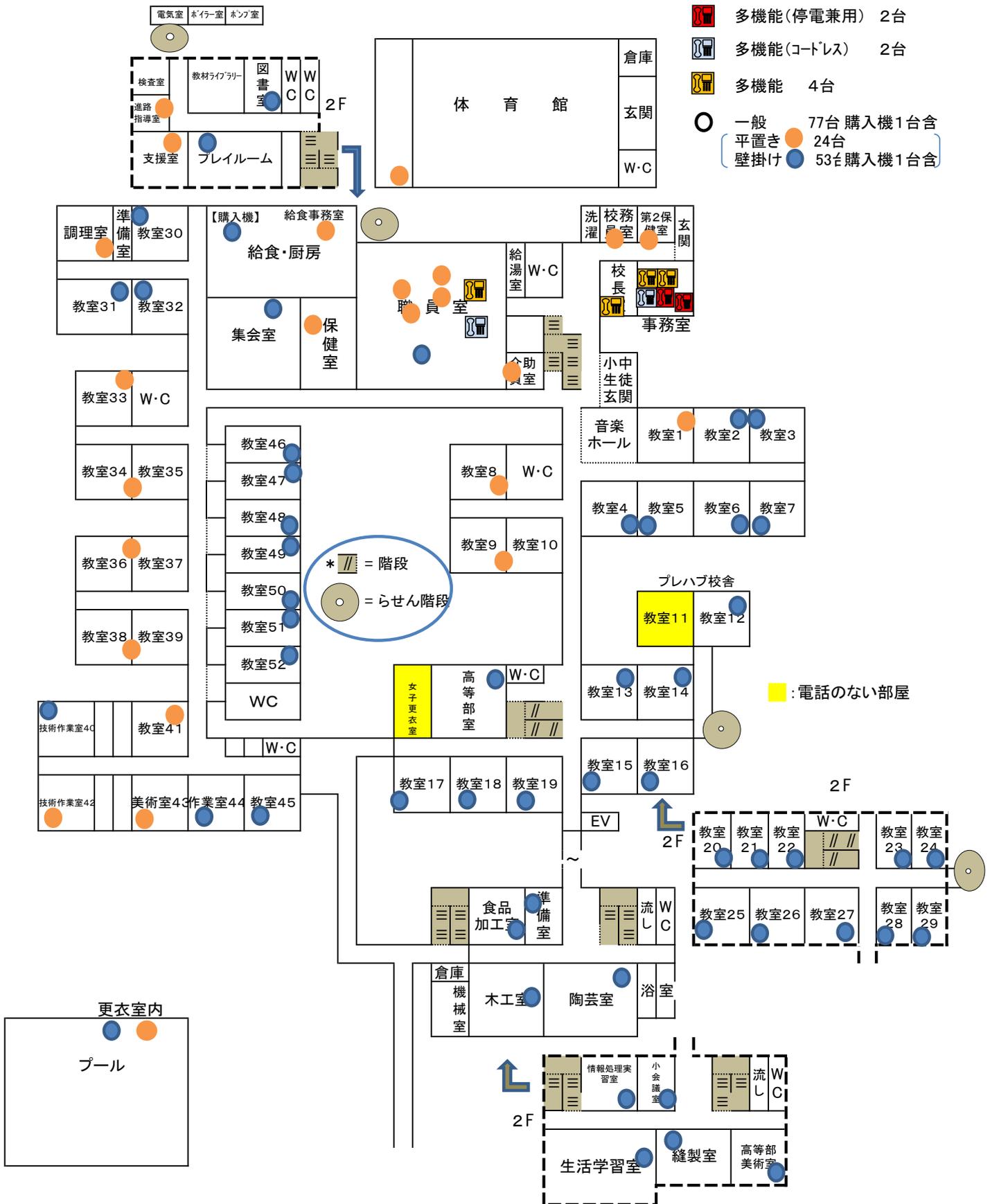
No.	内線番号	室名	備考		外線	内線	掛け	置き	箱内収納
1	101	校長室	多機能電話	レンタル	○	○		○	
2	102			レンタル	○	○		○	
3	103			レンタル	○	○		○	
4	104	事務室	多機能電話	レンタル	○	○		○	
5	105			レンタル	○	○		○	
6	106			レンタル	○	○		○	
7	107	第2保健室 元会議室		譲渡機		○		○	
8	108	校務員室		譲渡機		○		○	
9	109	厨房		購入機		○	○		
10	109	給食事務室		譲渡機		○		○	
11	111	職員室(教頭席) アームあり	多機能電話	コードレス レンタル	○	○		○	
12	112	職員室(教頭席) アームあり		レンタル	○	○		○	
13	120	保健室		譲渡機	○	○		○	
14	121	職員室(小学部)		レンタル	○	○	○		
15	122	職員室(中学部)		レンタル	○	○		○	
16	123	職員室(高等部)	多機能電話	レンタル	○	○		○	
17	124	職員室(支援部)		レンタル	○	○		○	
18	125	職員室(中の島)		レンタル	○	○		○	
19	130	集会室		譲渡機		○	○		○
20	131	支援室		譲渡機	○	○		○	
21	132	進路指導室	管理棟	譲渡機		○		○	
22	133	ブレイルーム	2階	譲渡機		○	○		○
23	135	図書室		譲渡機		○	○		
24	140	調理室(小中)	D棟	譲渡機		○		○	
25	141	介助員室	管理棟1階	譲渡機		○		○	
26	150	体育館		譲渡機		○		○	
27	151	プール1	男子更衣室	譲渡機		○	○		
28	151	プール2	女子更衣室	譲渡機		○		○	
29	201	教室1	多目的室	譲渡機	○	○		○	
30	202	教室2		譲渡機	○	○	○		○
31	203	教室3	普通教室棟	譲渡機	○	○	○		○
32	204	教室4	(小学部B棟)	譲渡機	○	○	○		○
33	205	教室5		譲渡機	○	○	○		○
34	206	教室6		譲渡機	○	○	○		○
35	207	教室7		譲渡機	○	○	○		○
36	208	教室8	普通教室棟	譲渡機	○	○		○	
37	209	教室9、10	(小学部C棟)	譲渡機	○	○		○	
38	213	教室13		譲渡機	○	○	○		○
39	214	教室14		譲渡機	○	○	○		○
40	215	教室15		譲渡機	○	○	○		○
41	216	教室16	高等部棟	譲渡機	○	○	○		○
42	217	教室17	1階	譲渡機	○	○	○		○
43	218	教室18		譲渡機	○	○	○		○
44	219	教室19		譲渡機	○	○	○		○
45	221	高等部室		譲渡機	○	○	○		○
46	231	教室30		譲渡機	○	○	○		○
47	232	教室31	(D棟)	譲渡機	○	○	○		○
48	233	教室32		譲渡機	○	○	○		○
49	234	教室33	(E棟)	譲渡機	○	○	○		○
50	235	教室34、35		譲渡機	○	○	○		○
51	236	教室36、37	(F棟)	譲渡機	○	○	○		○
52	237	教室38、39		譲渡機	○	○	○		○
53	251	教室46		譲渡機	○	○	○		○
54	252	教室47		譲渡機	○	○	○		○
55	253	教室48		譲渡機	○	○	○		○
56	254	教室49	中学部増築棟	譲渡機	○	○	○		○
57	255	教室50		譲渡機	○	○	○		○
58	256	教室51		譲渡機	○	○	○		○
59	257	教室52		譲渡機	○	○	○		○
60	301	教室20		譲渡機	○	○	○		○
61	220	教室21	生徒会室	譲渡機		○	○		○
62	302	教室22		譲渡機	○	○	○		○
63	304	教室23		譲渡機	○	○	○		○
64	305	教室24	高等部棟	譲渡機	○	○	○		○
65	306	教室25	2階	譲渡機	○	○	○		○
66	307	教室26		譲渡機	○	○	○		○
67	308	教室27		譲渡機	○	○	○		○
68	309	教室28		譲渡機	○	○	○		○
69	310	教室29		譲渡機	○	○	○		○
70	401	教室40		譲渡機	○	○	○		○
71	402	教室41	中学部特別棟	木工 生活科学室	○	○	○		○
72	403	教室42		譲渡機	○	○	○		○
73	404	教室43		譲渡機	○	○	○		○
74	405	教室44		譲渡機	○	○	○		○
75	406	教室45		譲渡機	○	○	○		○
76	501	陶芸室		譲渡機		○	○		○
77	502	木工室	特別教室棟	譲渡機		○	○		○
78	503	食品加工室	1階	譲渡機		○	○		○
79	504	準備室(食品加工室)		譲渡機		○	○		○
80	505	生活学習室		譲渡機		○	○		○
81	506	縫製室	特別教室棟	譲渡機		○	○		○
82	507	高等部美術室	2階	譲渡機		○	○		○
83	508	情報処理実習室		譲渡機		○	○		○
84	509	小会議室		譲渡機	○	○	○		○
85	222	教室12	プレハブの東部屋	譲渡機		○	○		○
86		職員室	増設	多機能電話	○	○		○	
87		教室11		譲渡機移設	○	○	○		○
88		高等部女子更衣室		譲渡機移設		○	○		○
					66	88	55	33	50

令和8年度 電話機配置予定図



No.	内線番号	室名	備考	外線	内線	掛け	置き	箱内収納
1	101	校長室	多機能電話	○	○		○	
2	102		停電兼用	○	○		○	
3	103		コードレス	○	○		○	
4	104	事務室	多機能電話	○	○		○	
5	105		停電兼用	○	○		○	
6	106			○	○		○	
7	107	第2保健室 元会議室			○		○	
8	108	校務員室			○		○	
9	109	厨房	学校購入機		○	○		
10	109	給食事務室			○		○	
11	111	職員室(教頭席) アームあり	多機能電話	○	○		○	
12	112	職員室(教頭席) アームあり		○	○		○	
13	120	保健室		○	○		○	
14	121	職員室(小学部)		○	○	○		
15	122	職員室(中学部)		○	○		○	
16	123	職員室(高等部)		○	○		○	
17	124	職員室(支援部)		○	○		○	
18	125	職員室(中の島)		○	○		○	
19	130	集会室			○	○		○
20	131	支援室		○	○		○	
21	132	進路指導室	管理棟	○	○		○	
22	133	プレイルーム	2階		○	○		○
23	135	図書室			○	○		
24	140	調理室(小中) D棟			○		○	
25	141	介助員室 管理棟1階			○		○	
26	150	体育館			○		○	
27	151	プール1 男子更衣室(西)			○	○		
28	151	プール2 女子更衣室(東)			○		○	
29	201	教室1	多目的室	○	○		○	
30	202	教室2		○	○	○		○
31	203	教室3		○	○	○		○
32	204	教室4	普通教室棟 (小学部B棟)	○	○	○		○
33	205	教室5		○	○	○		○
34	206	教室6		○	○	○		○
35	207	教室7		○	○	○		○
36	208	教室8	普通教室棟 (小学部C棟)	○	○		○	
37	209	教室9、10		○	○		○	
38	213	教室13		○	○	○		○
39	214	教室14		○	○	○		○
40	215	教室15		○	○	○		○
41	216	教室16	高等部棟 1階	○	○	○		○
42	217	教室17		○	○	○		○
43	218	教室18		○	○	○		○
44	219	教室19		○	○	○		○
45	221	高等部室		○	○	○		○
46	231	教室30	(D棟)	○	○	○		○
47	232	教室31		○	○	○		○
48	233	教室32		○	○	○		○
49	234	教室33	(E棟)	○	○		○	
50	235	教室34、35		○	○		○	
51	236	教室36、37	(F棟)	○	○		○	
52	237	教室38、39		○	○		○	
53	251	教室46		○	○	○		○
54	252	教室47		○	○	○		○
55	253	教室48		○	○	○		○
56	254	教室49	中学部増築棟	○	○	○		○
57	255	教室50		○	○	○		○
58	256	教室51		○	○	○		○
59	257	教室52		○	○	○		○
60	301	教室20		○	○	○		○
61	220	教室21	生徒会室		○	○		○
62	302	教室22		○	○	○		○
63	304	教室23		○	○	○		○
64	305	教室24	高等部棟 2階	○	○	○		○
65	306	教室25		○	○	○		○
66	307	教室26		○	○	○		○
67	308	教室27		○	○	○		○
68	309	教室28		○	○	○		○
69	310	教室29		○	○	○		○
70	401	教室40	木工	○	○	○		○
71	402	教室41	生活科学室	○	○		○	
72	403	教室42	紙すき	○	○		○	
73	404	教室43	さおり	○	○		○	
74	405	教室44	工芸	○	○	○		○
75	406	教室45	家庭	○	○	○		○
76	501	陶芸室			○	○		○
77	502	木工室	特別教室棟 1階		○	○		○
78	503	食品加工室			○	○		○
79	504	準備室(食品加工室)			○	○		○
80	505	生活学習室			○	○		○
81	506	縫製室	特別教室棟 2階		○	○		○
82	507	高等部美術室			○	○		○
83	508	情報処理実習室			○	○		○
84	509	小会議室		○	○	○		○
85	222	教室12	プレハブの東部屋	○	○	○		○
				64	85	53	32	48

令和7年度 電話機配置図 (R8.1.11現在)



電話交換機設備一式 賃貸借契約書

兵庫県立姫路特別支援学校（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）との間に
おいて、下記の条項により電話交換機設備一式（以下「物件」という。）の賃貸借に関する契約を締結する。

（総則）

第1条 乙は、この契約、仕様書及び甲の指示するところに従うほか、関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、賃貸借事務を履行するものとする。

（対象物件及び設置場所）

第2条 甲は、乙から仕様書による物件を賃借し、乙は、甲に当該物件を賃貸する。

2 物件及び設置場所は、別紙 配置一覧及び別表 配置図に記載のとおりとする。

（契約期間）

第3条 契約期間は、令和8年4月1日から令和14年3月31日までとする。

（賃貸借料）

第4条 賃貸借料金は、月額 金 円（うち消費税及び地方消費税の額 金 円）とする。

ただし、契約期間中に1ヶ月未満の端数を生じた月、又は乙の責に帰すべき理由により物件を使用できなかった月の賃貸借料金は、日割計算により算出した額とし、円未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

（賃貸借料の請求）

第5条 乙は、毎月10日までに前月分の賃貸借料を甲に請求するものとする。

（賃貸借料の支払）

第6条 甲は、前条の規定により乙から正当な請求書を受領した日から30日以内に賃貸借料を乙に支払うものとする。ただし、特別の理由がある場合は、この限りでない。

（契約保証金）

第7条 ①乙は、この契約の締結と同時に、甲に契約保証金として、金 円を納付する。【担保を徴するときは、担保の種類及び額】

②甲は、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第100条第1項第○号の規定により、乙が納付すべき契約保証金を免除する。

（権利、義務の譲渡禁止）

第8条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承認を受けた場合はこの限りでない。

（使用及び管理）

第9条 甲は、善良な管理者の注意をもって物件を使用及び管理するものとする。

（物件の維持及び費用）

第10条 乙は、甲から故障の通知があったときは、遅滞なく乙の責任において、物件が良好な状態で稼働できるよう必要な費用を負担して修理するものとし、設置場所での修理が困難な場合は、修理期間中無償で代替機と交換するものとする。ただし、甲の責に帰すべき理由によってその修理又は交換が必要になったときは、この限りでない。

2 甲は、物件の修理が必要である場合において、次に掲げるときは、その修理をすることができるものとする。

(1) 乙が、前項に規定する通知があつてから14日以内に必要な修理をしないとき。

(2) 急迫の事情があるとき。

3 前項の場合において、甲は、その修理に要した費用を支出したときは、乙に対してその費用の償還を請求できるものとする。ただし、甲の責に帰すべき理由によってその修理が必要になったときは、この限りでない。

(所有者の表示)

第11条 乙は、物件に自己の所有である旨の表示を付することができる。

(保険)

第12条 乙は、物件につき乙の費用で動産総合保険を付保するものとする。

(履行遅滞の場合の違約金)

第13条 乙は、その責に帰すべき理由により、契約の履行期限内に契約を履行しないときは、契約の履行期限の翌日から履行の日までの日数に応じ、契約金額（月額賃貸借料金×契約月数）につき年10.75%の割合で計算した額を違約金として甲に納めなければならない。

(損害賠償)

第14条 乙は、甲が故意又は重大な過失によって物件に損害を与えたときは、その賠償を甲に対して請求できるものとする。ただし、甲が物件を修理し、又は乙が動産総合保険で補償された場合は、その範囲内において甲は賠償の責を負わないものとする。

(搬入・搬出料金)

第15条 物件の搬入及び搬出に要する費用は、乙の負担とする。

(甲の通知義務)

第16条 甲は、物件について改造又は仕様の変更をしようとするときは、乙に事前に書面で通知し、その承諾を得るものとする。

2 甲は、物件について盗難、滅失、損傷の事故が発生したときは、遅滞なく乙に通知するものとする。

(物件の返還)

第17条 甲は、契約期間が満了したときは、設置場所において物件を乙に返還するものとする。

2 前項の場合において、甲は、物件を受け取った後にこれに生じた損傷（通常の使用及び収益によって生じた物件の損耗並びに物件の経年劣化を除く。）があるときは、その損傷を原状に復さなければならない。ただし、その損傷が甲の責に帰することができない理由によるものであるときは、この限りでない。

(契約の解除)

第18条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合には相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 契約の履行期限内に契約を履行しないとき、又は契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 乙又はその代理人その他の使用人が検査を妨げたとき。

第18条の2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちにこの契約を解除することがで

きる。

- (1) 法令の規定により、営業に関する許可を取り消され、又は営業の停止を命じられたとき。
- (2) 乙又はその代理人が、関係法令又は契約事項に違反し、そのため契約の目的を達することができない、又は契約を継続することが適当でない認められるとき。
- (3) 乙又はその代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当すると認めたととき。

第18条の3 甲は、第18条各号又は前条各号に規定する場合は甲の責に帰すべき理由によるものであるときは、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

2 甲は、翌年度以降の歳入歳出予算において、この契約に係る予算の減額又は削除があったときは、この契約

を解除することができる。

3 甲は、前2条に規定する場合のほか、特に必要があるときは、この契約を解除することができる。

4 前2条の規定による解除に伴い、乙に損害が生じたとしても、乙は甲に対してその損害の賠償を請求することはできない。

5 第2項及び第3項の規定による解除に伴い、乙に損害が生じたときは、乙は甲に対してその損害の賠償を請求することができる。

6 前2条の規定により、この契約を解除した場合においては、乙は、次の各号による金額を違約金として甲の指定する期限までに甲に支払わなければならない。ただし、この契約を解除した場合が、この契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責に帰することができない理由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 賃貸借開始日前に解除した場合には、契約金額（賃貸借料×72箇月分）の10分の1に相当する額。

(2) 賃貸借開始日以降に解除した場合には、当該解除日の翌日から本契約期間の満了日までの期間に対する契約金額（賃貸借料×72箇月分×当該解除日翌日以降契約終了日までの日数／契約総日数）の10分の1に相当する額。

7 甲は、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、乙に通知するものとする。

（暴力団等の排除）

第19条 甲は、次条第1号の意見を聴いた結果、乙が次の各号のいずれかに該当する者（以下「暴力団等」という。）であると判明したときは、特別の事情がある場合を除き、契約を解除するものとする。

(1) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団及び第3号に規定する暴力団員

(2) 暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者

2 前条第4項から第6項までの規定は、前項の規定による契約の解除に準用する。

第20条 甲は、必要に応じ、次の各号に掲げる措置を講じることができるものとする。

(1) 乙が暴力団等であるか否かについて兵庫県警察本部長に意見を聴くこと。

(2) 前号の意見の聴取により得た情報を、他の契約において暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用し、又は兵庫県公営企業管理者及び兵庫県病院事業管理者に提供すること。

第21条 乙は、この契約の履行に当たり、暴力団等から業務の妨害その他不当な要求を受けたときは、甲にその旨を報告するとともに、警察に届け出て、その捜査等に協力しなければならない。

（賠償の予約）

第22条 乙は、乙又は乙が代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して次の各号のいずれかに該当したときは、契約金額（賃貸借料×72箇月）の10分の2に相当する額を賠償金として甲が指定する期限までに甲に支払わなければならない。物件の納入後も同様とする。

(1) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6による刑が確定したとき。

- (2) 刑法第198条による刑が確定したとき。
 - (3) 公正取引委員会が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第61条第1項の規定による排除措置命令を行ったとき。ただし、排除措置命令に対し、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項の規定により抗告訴訟を提起した場合を除く。
 - (4) 公正取引委員会が、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金納付命令を行ったとき。ただし、課徴金納付命令に対し、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項の規定により抗告訴訟を提起した場合を除く。
 - (5) 前2号の抗告訴訟を提起し、その訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- 2 前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（適正な労働条件の確保）

第23条 乙は、この契約における労働者の適正な労働条件を確保するため、別記「適正な労働条件の確保に関する特記事項」を守らなければならない。

（個人情報の保護）

第24条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

（調査への協力）

- 第25条 甲は、この契約に係る甲の適正な予算執行を検証するため、必要があると認めた場合は、乙に対し、甲が行う調査に必要な物品の出納に関する帳簿の閲覧又は情報の提供等の協力を要請することができる。
- 2 乙は、甲から前項の要請があった場合は、特別な理由がない限りその要請に応じるものとし、この契約の終了後も、契約終了日の属する県の会計年度を含む6会計年度の間は同様とする。

（その他）

第26条 この契約に定めのない事項、又はこの契約について疑義のある場合は、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）によるほか、甲、乙協議の上、定めるものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和8年 4 月 1 日

甲 兵庫県姫路市四郷町東阿保字下戸明476番地1
兵庫県立姫路特別支援学校長

乙

【適正な労働条件の確保に関する特記事項】

(基本的事項)

第1 乙は、別表に掲げる労働関係法令（以下「労働関係法令」という。）を遵守することにより、乙に雇用され、この契約に基づく業務に関わっている労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者（当該業務に直接従事しない者や家事使用人を除く。以下「特定労働者」という。）に対する最低賃金法（昭和34年法律第137号）第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、当該最低賃金額から同条の規定により減額した額。以下「最低賃金額」という。）以上の賃金の支払その他の特定労働者の適正な労働条件を確保しなければならない。

(特定労働者からの申出があった場合の措置)

第2 甲は、特定労働者から、乙が特定労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払っていない旨の申出があった場合においては、当該申出の内容を労働基準監督署に通報するものとする。

2 甲は、前項の場合においては、必要に応じ、乙に対し、労働基準監督署への通報に必要な情報について報告を求めることができる。

3 乙は、前項の報告を求められたときは、速やかに甲に報告しなければならない。

4 乙は、その雇用する特定労働者が第1項に規定する申出をしたことを理由として、当該特定労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない。

5 甲は、必要に応じ、労働基準監督署に対し、第3項、第3の第2項及び第4の各項の規定による甲に対する報告により得た情報を提供することができる。

(労働基準監督署から意見を受けた場合の措置)

第3 甲は、労働基準監督署から乙に雇用されている特定労働者の賃金が最低賃金額に達しない旨の意見を受けたときは、乙に対し、当該特定労働者に最低賃金額以上の賃金の支払を行うことを求めるものとする。

2 乙は、前項の規定により賃金の支払を行うよう求められたときは、甲が定める期日までに当該支払の状況を甲に報告しなければならない。

(労働基準監督署長等から行政指導があった場合の措置)

第4 乙は、労働基準監督署長又は労働基準監督官から特定労働者に対する賃金の支払における最低賃金法の違反について行政指導を受けた場合においては、速やかに当該行政指導を受けたこと及びその対応方針を甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項の場合において、同項の違反を是正するための措置（以下「是正措置」という。）を行い、その旨を労働基準監督署長又は労働基準監督官に報告したときは、速やかに是正措置の内容を甲に報告しなければならない。

(契約の解除)

第5 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 乙が、甲に対し 第3の第2項、第4の第1項若しくは第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(2) 特定労働者に対する賃金の支払について、乙が最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。

(損害賠償)

第6 乙又は受注関係者は、第5の規定による契約の解除に伴い、損害が生じたとしても、甲に対してその損害の賠償を請求することはできない。

(違約金)

第7 乙は、第5の規定により契約が解除された場合は、違約金を甲の指定する期限までに甲に支払わなければならない。

別表（第1関係）

労働関係法令

- (1) 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- (2) 労働組合法（昭和24年法律第174号）
- (3) 最低賃金法（昭和34年法律第137号）
- (4) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- (5) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）
- (6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）
- (7) 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）
- (8) 労働契約法（平成19年法律第128号）
- (9) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (10) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）
- (11) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）
- (12) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、本契約による事務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

(収集の制限)

第2 乙は、本契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の制限)

第3 乙は、甲の指示がある場合を除き、本契約による事務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第4 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止、その他の個人情報の安全管理のために必要な措置を講じなければならない。

(廃棄)

第5 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄又は消去し、甲に報告しなければならない。

(秘密の保持)

第6 乙は、本契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写又は複製してはならない。

(特定の場所以外での取扱いの禁止)

第8 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を取り扱うときは、甲の事務所内において行うものとし、甲が承諾した場合を除き、当該場所以外の場所で個人情報を取り扱ってはならない。

(事務従事者への周知及び指導・監督)

第9 乙は、その事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知ることのできた個人情報を、みだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知し、適切な取扱いがなされるよう指導・監督するものとする。

(責任体制の整備)

第10 乙は、この契約による個人情報の取扱いの責任者及び事務従事者の管理体制・実施体制を定め、甲に書面で報告しなければならない。

2 乙は、前項の責任者及び事務従事者を変更する場合は、甲に報告しなければならない。

(再委託の禁止)

第11 乙は委託事務の一部を第三者（乙の子会社を含む。）に委任し、又は請け負わせ（以下「再委託等」という。）てはならない。ただし、あらかじめ再委託等の相手方の住所、氏名及び再委託等を行う業務の範囲等（以下「再委託等に関する事項」という。）を記載した再委託の必要性がわかる書面を甲に提出し、甲の書面による承認を得た場合は、乙は、甲が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託等することができる。

2 前項ただし書きにより甲が承認した場合には、承認を得た第三者も前項の義務を負うものとし、乙は、当該第三者に前項の義務を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。その後に承認を得た第三者についても同様とする。

3 乙は、委託事務の一部を再委託先から、さらに第三者に再委託等させる場合（3次委託等）には、甲に対し、当該第三者の再委託等に関する事項を記載した書面を提出し、甲の書面による承認を受けなければならない。なお、4次委託等以降も同様とする。

4 再委託等する相手方の変更等を行おうとする場合には、乙は、改めて再委託等に関する事項が記載された書面を提出し、甲の承認を受けなければならない。

5 乙は、委託事務の一部を再委託等する場合には、再委託等した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。

6 乙は、再委託先に対して本委託業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理・監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

(資料等の返還等)

第12 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(立入調査)

第13 甲は、乙及び再委託先が契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(遵守状況の報告)

第14 甲は、必要があると認めるときは、この契約が求める個人情報の取扱いに係る遵守状況の報告を乙に求めること及び当該取扱いについて乙に適切な措置をとるよう指示することができる。

2 乙は、前項の報告の求め又は指示があった場合は、速やかに対応しなければならない。

(事故発生時における報告)

第15 乙は、この契約に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 乙は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

3 甲は、この契約に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約の解除)

第16 甲は、乙が本特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第 17 甲は、乙が本特記事項に定める規定に違反し、又は怠ったことにより損害を被った場合には、乙に対して損害の賠償を求めることができる。

一般競争入札参加申込書 兼競争参加資格確認申請書

年 月 日

契約担当者
兵庫県立姫路特別支援学校長 高橋 幹夫 様

所在地 _____

商号又は名称 _____

代表者 _____

電話番号 _____

メールアドレス _____

公告のあった下記調達に係る一般競争入札に参加する資格について確認されたく、確認書類を添えて入札申し込みします。

なお、地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 入札件名 兵庫県立姫路特別支援学校電話交換機設備一式賃貸借契約
- 2 確認書類 物品関係入札参加資格審査結果通知書（写し）
- 3 本件入札に当参加し、権限を行使する者を以下のとおり届け出ます。

所属部署名： _____ 職・氏名： _____

- 4 連絡先（担当者）

所属： _____ 電話： _____

氏名： _____ F A X： _____

メールアドレス： _____

令和 年 月 日

契約担当者

兵庫県立姫路特別支援学校長 様

過去の契約実績に関する申出書

所在地.....

商号又は名称.....

代表者職氏名.....

電話番号.....

E-mail.....

※電話番号、E-mail は代表者が所属する部署のものを記載ください。

担当者（部署、職氏名）

電話..... FAX.....

E-mail.....

.....入札保証金を免除いただくため、財務規則（昭和 39 年兵庫県規則第 31 号）第 84 条第 1 項第 3 号に規定する過去の契約実績について、下記のとおり申し上げます。.....

記

- 1 入札保証金の免除を受ける物品調達等の件名
兵庫県立姫路特別支援学校 電話交換機設備一式賃貸借契約

2 過去の契約実績

契約の相手方	契約の件名	契約日	契約金額（円）	履行期間

（記載にあたっての注意事項）

- 国（公社、公団を含む）及び地方公共団体（公社等を含む）の入札案件に係る契約実績を記入すること。ただし、民間企業との契約実績は対象外とする。
- 対象となる契約実績は、購入契約実績、請負契約実績、賃貸借契約実績のいずれでも可。なお、賃貸借契約実績については、契約期間（履行期間）を通じた全額（月額×履行期間の月数）を契約金額として記入すること。
- 記入した契約実績に係る契約書及び仕様書の写し等を添付すること。
- 当該免除の認定結果は、別途通知する。

委任状

入札公告されている 兵庫県立姫路特別支援学校電話交換機設備一式賃貸借契約について、私は下表に記載した者に入札及び見積に関する一切の権限を委任します。

部署名・職名	ふりがな 氏名

令和 年 月 日

兵庫県

契約担当者 兵庫県立姫路特別支援学校長 様

住 所

商号又は氏名

代表者氏名

印

《連絡先》

部署名：_____

職・氏名：_____

電 話： _____

業務番号	第 4 号
------	-------

入札書（初度入札）

件名 兵庫県立姫路特別支援学校電話交換機設備一式賃貸借契約

入札金額 6年間の契約金額 ¥

(消費税及び地方消費税別)

契約期間 令和8年4月1日 から 令和14年3月31日

上記の賃貸借業務については、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）、契約条項及びその他関係書類等を熟知のうえ、上記の金額をもって入札します。

この入札書に記載する申込内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となることにより効力を生じる。

令和 年 月 日

契約担当者

兵庫県立姫路特別支援学校長
高橋 幹夫 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名
代理人氏名
電話番号
メールアドレス

なお、
当社

課税事業者
は、消費税に係る であることを届出ます。

私 免税事業者

(注) 課税事業者・免税事業者のうち該当する文字を囲むこと。

業務番号	第 4 号
------	-------

入札書（再入札用）

件名 兵庫県立姫路特別支援学校電話交換機設備一式賃貸借契約

入札金額 6年間の契約金額¥

(消費税及び地方消費税別)

契約期間 令和8年4月1日 から 令和14年3月31日

上記の賃貸借業務については、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）、契約条項及びその他関係書類等を熟知のうえ、上記の金額をもって入札します。

この入札書に記載する申込内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となることにより効力を生じる。

令和 年 月 日

契約担当者

兵庫県立姫路特別支援学校長
高橋 幹夫 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名
代理人氏名
電話番号
メールアドレス

なお、
当社
私
課税事業者
は、消費税に係る
免税事業者
であることを届出ます。

(注) 課税事業者・免税事業者のうち該当する文字を囲むこと。

入札辞退届【初度入札】

入札事項 兵庫県立姫路特別支援学校電話交換機設備一式賃貸借契約

上記について、都合により 初度入札 を辞退します。

令和 年 月 日

契約担当者

兵庫県立姫路特別支援学校長 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

代理人氏名

電話番号

メールアドレス

入 札 辞 退 届 【再度入札（2回目）】

入札事項 兵庫県立姫路特別支援学校電話交換機設備一式賃貸借契約

上記について、都合により 再度入札 を辞退します。

令和 年 月 日

契約担当者

兵庫県立姫路特別支援学校長 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

代理人氏名

電 話 番 号

メールアドレス

見 積 書

件名 兵庫県立姫路特別支援学校電話交換機設備一式賃貸借契約

見 積 金 額 6年間の契約金額¥
(消費税及び地方消費税別)

契約期間 令和8年4月1日 から 令和14年3月31日

上記の賃貸借業務については、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）、契約条
項その他関係書類等を熟知のうえ、上記の金額をもって見積します。

令和 年 月 日

契約担当者
兵庫県立姫路特別支援学校長 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名
代理人氏名
電 話 番 号
メールアドレス

当社 課税事業者
なお は、消費税にかかる であることを届け出ます。
わたし 免税事業者

※この見積書に記載する申込み内容については、この入札の対象となる調達に
係る予算が議決され、その予算の執行が可能となったときに効力を生じる。

連絡先氏名： _____

連絡先TEL： _____

様式8 (第5の16関係)
(誓約書)

誓 約 書

下記1の契約(以下「本契約」という。)に係る契約保証金の免除について、下記2の事項を誓約する。

記

1 契約名

兵庫県立姫路特別支援学校電話交換機設備一式賃貸借契約

2 誓約事項

(1) 次の契約について、すべて誠実に履行したこと。

契約履行年月日	契約名	契約金額	契約の相手方

(2) 本契約についても、誠実に履行すること。

(3) 上記(1)及び(2)に違反したときには、本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を述べないこと。

令和 年 月 日

兵庫県立姫路特別支援学校長 様

所 在 地
名 称
代表者職氏名
電 話
電 子 メール

様式 8 (第 5 の 16 関係)
(誓約書)

[留意事項]

誓約書の 2(1)には、過去 2 年間 (注 1) に国 (公社・公団を含む。)、地方公共団体
その他知事が指定する公共的団体 (注 2) とその契約と種類 (注 3) 及び規模 (注 4)
をほぼ同じくする (注 5) 契約を数回以上 (注 6) にわたって締結し、履行したもの
のみを記入すること。また、その契約実績が確認できる書類 (契約書 (変更契約書を含
む。)) の写し、履行実績証明書等のいずれかを添付すること。ただし、入札参加申込
時等に提出したものと同一のものであれば添付不要とする。

(注 1) 「過去 2 年間」とは、契約を締結しようとする日を起算日とする。

(注 2) 「その他知事が指定する公共的団体」とは、兵庫県住宅供給公社、兵庫県道路公社、兵
庫県土地開発公社又は国若しくは兵庫県が資本金、基本金その他これらに準ずるもの
の 2 分の 1 以上を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社をいう。

(注 3) 「種類」とは、次表のとおりとする。(例示)

区 分	種 類
物品関係役務の調 達契約	・ 製造の請負 ・ 物件の買入れ、借入れ ・ 測量・建設コンサルタント等業務以外の役務の調達

(注 4) 「規模」とは、契約金額をいう。ただし、長期継続契約による場合は、契約書に月額
の記載があるときは、契約金額に 12 を乗じて得た金額とし、月額の記載がないときは、
契約総額を契約月数で除した額に 12 を乗じて得た金額を指すものとする。

(注 5) 「ほぼ同じくする」とは、契約予定金額の 7 割に相当する金額以上のものをいう。

(注 6) 「数回以上」とは、2 回以上をいう。

入札の注意事項

- 1 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書について【期限:令和8年2月26日(水)】
 - (1) 押印は不要ですが、所在地、商号又は名称、代表者、電話番号、メールアドレスを明記してください。
 - (2) 代表者ではなく代理人が権限を行使する場合は、権限を行使する者を参加申込書に記入してください。
 - (3) 物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録のない支店の支店長等が代理人として権限を行使する場合は、入札前までに変更登録を完了してください。

- 2 委任状について
 - (1) 参加申込時に届け出た代理人が急遽変更となる場合は、入札執行者に連絡の上、入札前までに委任状(押印あり)を提出してください。
 - (2) 権限を行使する者が参加申込時に届け出た代表者又は代理人から変更がない場合は委任状の提出は不要です。
 - (3) 委任者は原則として、入札参加申込者(代表者)と同一とします。
 - (4) 物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録のない支店の支店長等が提出する委任状は受け付けできません。

- 3 入札書について【期限:郵送等の場合 令和8年3月6日(金)16時必着
持参の場合 令和8年3月9日(月)10時30分】
 - (1) 押印は不要ですが、所在地、商号又は名称、代表者、電話番号を明記してください。
 - (2) 代表者もしくは参加申込書又は委任状で届け出のあった者以外が入札権限を行使するときは入札書の受領ができませんのでご注意ください。
 - (3) 入札金額は、希望する6年間の契約金額(消費税及び地方消費税相当額を除く)を記入してください。
 - (4) 入札金額を訂正した入札書は無効となります。
 - (5) 初度入札に付し、予定価格を超過していた場合、再度入札へ移行します。再度入札書については別途提出を求めます。

- 4 見積書について
 - (1) 入札が不調になった場合に、希望者と協議を行う際に使用するものです。入札時に誤って見積書を提出しないようご注意願います。
 - (2) 押印は不要ですが、所在地、商号又は名称、代表者、電話番号を明記してください。
 - (3) FAX や電子メール(「一般競争入札参加申込書」の担当者の連絡先として届け出たメールアドレスからの発信に限る)による提出も可とします。

- 5 消費税及び地方消費税(相当額)について
 - (1) 入札書・見積書には、消費税及び地方消費税(相当額)は記入しないでください。
※ 消費税及び地方消費税(相当額)は契約の段階で加算します。